

2018 年度 事業報告

2019 年 6 月 10 日

理事会

2019 年 6 月 26 日

評議員会

はじめに

今年度の決算は、▲2,188 万円でした。前年度は、決算▲2,001 万円でしたから公益財団になって 5 期連続の赤字という結果でした。正味財産は 1 億 9,146 万円となりました。退職金と退職金積み立てが 1,065 万円あり大きく影響しましたが、最大の問題は収入が目標に大きく届いていないことです。私たちは営利追求団体ではありませんが、なんとしても赤字からの脱出を図らなければなりません。なぜなら①働いている職員とその家族があります。②給与は少しでも年々アップしなければなりません。③公益としてその社会的期待に応えるために、事業を継続していくこと、次に向けての投資資金の確保が必要です。だから黒字にしなければならぬのです。そのことを肝に銘じて、全事業所の職員が心を一つにして現在の困難を乗り越えることが大切になっています。

2018 年度は、宿泊事業で多摩支所が自治体から財政難を理由に補助金の打ち切りの通知があり、年度末で閉鎖を余儀なくされました。また、7 月末でワークセンターの宿泊事業も利用者確保困難で閉鎖となりました。しかし、当公益財団は宿泊事業を諦めたわけではありません。全国を視野に入れ機会を見つけて再度宿泊事業を展開していく決意です。

2018 年度の事業活動を振り返ってみて、前進したところは何が良かったのか、また、後退したのは何が原因しているのか、今後どうしていくべきかを導きださなければなりません。その教訓を踏まえて、2019 年度の展望を切り開いていきます。

1. 運営に関して

公益認定を受けた後、財団運営に関しては公益財団法人にふさわしい事業運営をおこなうため、評議員会を 1 回、理事会を 3 回、介護・生活困窮者・清掃・収益の部門部長会議を 3 回開催してきました。

(1) 評議員会、理事会の開催

<評議員選定委員会>

第 2 期評議員選定委員会

第一回選定委員会 2018 年 3 月 23 日 (金) AM10 時 30 分～11 時

第 1 号議案 第 2 期評議員 (2018 年 6 月～2022 年 6 月) の選定の件

第二回選定委員会 2018 年 5 月 16 日 (金) PM3 時～4 時

第 1 号議案 第 2 期評議員 (2018 年 6 月～2022 年 6 月) の選定の件

<評議員会>

第 15 回評議員会 2018 年 6 月 27 日 (水) 午後 1 時～3 時 30 分 全日自労会館 6 F 会議室

議題 第 1 号議案 議事録署名人の選出

第 2 号議案 第 18 回理事会及び第 14 回評議員会以降の件

第 3 号議案 2017 年度事業報告及び決算書、監査報告の件

第 4 号議案 2018 年度予算の件

第 5 号議案 内閣府指摘事項の改善の件

第 6 号議案 評議員および理事、監事の選任、解任の件

第 7 号議案 第 16 回評議員会開催の件
 第 16 回評議員会 2019 年 1 月 18 日（金）午後 1 時～4 時 00 分 全日自労会館 6 F 会議室
 議題 第 1 号議案 議事録署名人選出の件
 第 2 号議案 第 15 回評議員会以降近々の事業報告の件
 第 3 号議案 2018 年度中間決算報告と監査報告の件
 第 4 号議案 2019 年度予算作成に当たっての件
 第 5 号議案 多摩支所閉鎖の件
 第 6 号議案 定款変更の件
 第 7 号議案 第 17 回評議員会開催の件

第 17 回評議員会 2019 年 3 月 22 日（金）午後 1 時～4 時 00 分 全日自労会館 6 F 会議室
 議題 第 1 号議案 議事録署名人選出の件
 第 2 号議案 第 16 回評議員、第 23 回理事会、第 24 回理事会等近々の報告の件
 第 3 号議案 2018 年度事業活動まとめの件（中間まとめ）
 第 4 号議案 常勤役員報酬規程の変更の件
 第 5 号議案 2019 年度事業計画（案）の件
 第 6 号議案 2019 年度の予算（案）の件
 第 7 号議案 2019 年第 18 回評議員会開催の件

<理事会>

第 18 回理事会 2018 年 6 月 11 日（火）午後 1 時～4 時 00 分 全日自労会館 6 F 会議室
 議題 第 1 号議案 第 17 回理事会及び第 14 回評議員会以降近々の報告の件
 第 2 号議案 2017 年度事業報告及び決算書、監査報告の件
 第 3 号議案 2018 年度予算の件
 第 4 号議案 内閣府指摘事項の改善の件
 第 6 号議案 評議員及び理事、監事の選任、解任の件
 第 7 号議案 第 15 回評議員会開催の件
 第 8 号議案 第 19 回理事会開催の件
 定款第 24 条第 3 項に定めている理事及び常務理事の職務執行状況の報告を受けた

第 19 回理事会 2018 年 6 月 27 日（水） 電子媒体にて
 （みなし理事会）

議題 第 1 号議案 議事録署名人の選出の件
 第 2 号議案 代表理事選任及び常務理事選任の件

第 20 回理事会 2018 年 8 月 22 日（水） 電子媒体にて
 （みなし理事会）

議題 第 1 号議案 議事録署名人の選出の件
 第 2 号議案 収入比率で本部運営費を分担していただく

第 21 回理事会 2018 年 9 月 28 日（金）午後 1 時～3 時 40 分 全日自労会館 6 F 会議室
 議題 第 1 号議案 第 15 回評議員会及び第 18 回理事会以降近々の報告の件
 第 2 号議案 2018 年度第一四半期の結果、監査報告の件
 第 3 号議案 2017 年度決算について公認会計士の事業所への質問・確認の件
 第 4 号議案 2018 年度下期予算変更の件
 第 5 号議案 内閣府指摘事項の改善の件
 第 6 号議案 全国所長会議の件
 第 7 号議案 公認会計士との業務委託契約の件

第 8 号議案 第 22 回理事会開催の件

定款第 24 条第 3 項に定めている理事及び常務理事の職務執行状況の報告を受けた

第 22 回理事会 2018 年 12 月 10 日（月）午後 1 時～3 時 50 分 全日自労会館 6 F 会議室

議題 第 1 号議案 第 21 回理事会以降、全国所長会議等近々の報告の件

第 2 号議案 2018 年上半期決算の結果、監査報告の件

第 3 号議案 2019 年度の予算作成の件

第 4 号議案 多摩支所閉鎖の件

第 5 号議案 第 16 回評議員会開催の件

第 6 号議案 第 23 回理事会開催の件

定款第 24 条第 3 項に定めている理事及び常務理事の職務執行状況の報告を受けた

第 23 回理事会 2019 年 1 月 30 日（水） 電子媒体にて

（みなし理事会）

議題 第 1 号議案 議事録署名人の選出の件

第 2 号議案 定款変更（福岡事業所の住所変更）

第 24 回理事会 2019 年 2 月 27 日（水）午後 1 時～3 時 50 分 全日自労会館 6 F 会議室

議題 第 1 号議案 第 22 回理事会、第 23 回理事会、第 16 回評議員会等近々の報告の件

第 2 号議案 2018 年度第三四半期の結果、監査報告の件

第 3 号議案 常勤役員報酬規程の変更の件

第 4 号議案 2019 年度事業計画（案）の件

第 5 号議案 2019 年度の予算（案）の件

第 6 号議案 2019 年第 17 回評議員会開催の件

第 7 号議案 2019 年第 25 回理事会の開催の件

定款第 24 条第 3 項に定めている理事及び常務理事の職務執行状況の報告を受けた

第 25 回理事会 2019 年 3 月 27 日（水） 電子媒体にて

（みなし理事会）

議題 第 1 号議案 議事録署名人の選出の件

第 2 号議案 2019 年度予算（案）の件（剰余目標の変更）

<部門部長会議>

公益財団法人ソーシャルサービス協会事務局会議は、構成メンバーである理事長、常務理事、介護・生活困窮者・清掃の 3 部門の部長会議を 5 月 11 日に行い、8 月 3 日から収益部門を加えて部門部長会議としました。この間 2 回開催し、理事会、評議員会決議事項の実践と具体化、介護、清掃、生活困窮者就労支援事業、収益に対する事業計画にもとづく進捗状況について討議してきました。そのほか、常駐事務局会議を毎月行ってきました。

第 17 回 3 部門部長事務局会議 5 月 11 日（金）PM 1 時～5 時

議題 報告事項……第 17 回理事会議事録及び第 14 回評議員会の議事録の報告、監事による監査報告、協会だより No. 21 を発行したこと、本部分担金の回収状況、内閣府からの「お知らせ」、内閣府への報告事項「2018 年度事業方針と予算」、2017 年度の高齢者雇用状況報告書の集計状況。

協議事項……内閣府立ち入り調査時の指摘事項と対応策について、2017 年度のまとめ（案）、2018 年度予算について。

第 18 回 部門部長会議 8 月 3 日（金）PM 1 時～5 時 30 分

議題 報告事項……第 18 回理事会及び第 15 回評議員会の報告、協会だより No. 24 の発行、本部未収金のその後の回収状況について、2017 年度決算について。

協議事項……内閣府立ち入り調査時の指摘事項と対応策について、テレビ電話の件、多摩支所の経営改善の件で報告と提案、退職金&賃金体系一本化の件の報告と提案、1.5%本部管理費(上納金)を止めなさいという指摘を受けての改善提案、2018年度下期予算の組み換え検討の件、その他次回から中井正部長に変わって仙台事業所の三浦智章所長に。

第19回 部門部長会議 10月19日(金) PM1時~4時00分

議題 報告事項……第19回、20回、21回理事会の報告、協会だよりNo. 26、27の発行、本部未収金のその後の回収状況について、2018年度下期予算組み替え検討結果の報告、各事業報告。

協議事項……内閣府立ち入り調査時の指摘事項と対応策について、賃金一本化の件、多摩支所の経営改善の件で報告と提案、全国所長会議の件。

第20回 部門部長TV会議 11月14日(水) PM12:00~12:40

議題 ①上半期まとめの件

第21回 部門部長TV会議 12月19日(水) PM12:00~12:40

議題 ①多摩支所閉鎖の件

第22回 部門部長TV会議 1月21日(月) PM12:00~12:40

議題 ①2019年度予算づくりの件

第23回 部門部長TV会議 2月22日(金) PM12:00~12:40

議題 ①2019年度事業方針(案)の件

<プロジェクト会議>

第1回 プロジェクト会議 2019年3月6日 PM1:30~3:30

議題 ①財団のガバナンスの構築に向けて

②その他

<常駐事務局会議>

① 定款の第38条に「法人に事務局を置く。事務局の組織及び運営に関して必要な事項は理事で定める」とあります。常駐事務局会議は、理事長・常務理事(事務局長)・事務局次長で毎月開催しています。ほかに必要な場合は適宜開催して、理事の職務の調整と法人の事業の民主的な運営に努めています。

② 「第一回常駐事務局会議(2018年7月4日)」において、法人運営のための「年間スケジュールの確認」「課題の整理」「決算時の公認会計士の改善指摘事項への対策」「内閣府立ち入り時の改善指摘事項の取組み」「資金繰り状況の確認」「事業所監査の遂行計画」「中期事業計画の遂行状況」「次期理事会議題準備」など協議しています。その後、毎月の月初めに会議を行い、継続課題の遂行状況と問題点、改善点の方向、予定されている事への準備状況などを確認しています。経理事務に佐藤喜美子さんが加わり毎回本部資金繰り状況について確認しています。

③ 12月末で常勤の経理事務が退職の予定であったことから、8月後半から非常勤で経理事務に佐藤喜美子さんが加わりました。以降、資料として毎月本部の資金繰り表が出されるようになり、少し先の資金状況が見えるようになりました。

2. 事業概況

2018年度の事業概要は以下の通りです。前年に比べて、せせらぎと塩釜事業所の閉鎖、宿泊事業でワークセンターが7月で閉鎖、多摩支所が2019年3月末で閉鎖のための整理を12月頃から開始した影響で前年に比べて大きく収入減となっています。

(1) 経常収益は、34,665万円でした。(予算差▲2,300万円、前年差▲2,676万円)

(2) 事業収入に占める公益収入の割合は、89.4%（前年92.0%）となっています。

(3) 公益事業の当期正味財産増減額は、▲2,188万円の減少です。

<監事による法人及び事業所監査の実施>

◆法人監査

定款第9条および監事監査規定に基づいて、2018年度第一四半期の業務状況について監事による監査を8月29日(水)に行いました。監査意見として「これまで指摘してきた問題のところは改善されてきているが、不備が認められる事業所では、引き続き会計業務に関する規則を遵守する事。公認会計士の指摘事項は本部の指導を強め、早急の改善をする事。また、遅くとも2018年度内に解決すること。指摘事項等の諸改善の取り組みの実行が担保されるまで、粘り強く進めていくことが大切である。年内予算の下期組み換えが提案されているが、各事業所が立案した事業計画をどう担保していくかが重要である。そのために本部と事業所との対話を深めることが重要である。

一部事業所については、いくつかに分かれて存在する事業分野の4月スタート時点の現金保有高が決められなくて、それが理由で第一四半期監査(9月)の時点になっても、いっさいの会計入力をしていないのは解せない。その場合は、時間がかかっても集中して、資料を出して追いかける作業をすれば解明するはずである。なぜそれをやらないでいるのか。法人は月次決算の重要性を再三再四強調してきている。それにもかかわらず、一部事業所のこの状態は、努力をしているとは言えない。猛省を促し、即時解決をはかられたい。」などの指摘を受けました。

11月16日(金)には上半期の監査を行いました。監査意見として、「公認会計士の指摘事項など、これまで指摘してきた問題のところは改善されてきているが、期日までに報告書が出されていない事業所や、改善の約束を履行していない事業所については、公益財団の存続にかかわることであり、厳しい対応をすべきであること。期日までにできないところについては、電話で直接に指導すること。上半期の結果から、下半期に向けては収入予算の確保が重要であることの徹底を図られること、上半期の結果は、目標がみんなのものになっていないように思われる。各事業所で予算目標をどう達成するかを、あらためて職員間で協議をし、具体化を図るよう指導することが必要と思われる。黒字にするには、収入予算の確保に職員が団結した取り組みを行うとともに、どこでもやられていることは『まず支出の見直し』である。全事業所でその取り組みをすすめること。現状では、2018年度の剰余予算達成は厳しいものがある。なんとしても5期連続の赤字決算は回避するようにあらゆる努力を惜しまずに行うこと。」と指摘を受けました。

2019年2月26日には、第3四半期の到達点について監査を受けました。監査結果について、監事は「会計書類等は監査期間中の協会の会計活動の実態と後に監査意見で述べる事情により、期間末日の財産の状況を充分反映しているとは言えません。」と指摘し、監査意見は「公認会計士の指摘事項」については、上半期と同じ指摘がされた。「ワークセンターの入力が出来ていない状態は、全体収益の33%を占めているだけに大きな問題である。第3四半期全体の数字で見ることができず正確に分析ができない。」「各事業所、法人の課題、将来を見据えた方向性を検討すべきである。」とし、「仙台事業所、都城事業所の借入れが依然として解決されていないこと。」「多摩事業所は閉鎖に向けて入居者を他へ移しているが、本部としては進行状況をきちんと押さえること。」「ワークセンターの会計入力に特段の努力をすること。」と厳しい指摘がされた。

これらの指摘を受けて、ワークセンターの入力問題については当該事業所と改善について話をすすめています。また各事業所の方向性についての検討は今後の死活問題でもあり、検討していきます。多摩支所とは緊密に連絡を取り合い、閉鎖事務作業を終了しました。

◆事業所監査

監事による事業所の監査は、11月12日(月)多摩支所を予定しましたが、多摩支所からの申

し出で延期することになりました。その後、多摩支所は2019年3月末で閉鎖が決定されました。2019年2月18日～20日に、都城事業所、田川事業所、宮若事業所の第2回目の監査を行いました。それぞれ前回監査時の指摘事項の改善が見られましたが、解決がはかられず前回のまま引きずっている事業所もありました。

都城事業所は、2019年2月18日午後1時00分から2時30分で、対応者は有川道弘所長でした。監査結果は、「前回同様に、問題は収入不足である。前年よりもわずかに増となっているが必要な増収の取組みに成功していない。」「伝票、諸書類等は良く整理されている。」「短期借入金はい前回監査時よりも減額となっているが、依然として多額の残がある。」「前回指摘事項の研修は、計画的に内部及び外部の研修を行っており、『『公益財団』の名称変更届はされている。」「事例検討会議は定例で開かれ記録もあるが、事業所運営会議の記録は見当たらない。」「月次決算は毎月出ており改善されている。」など報告されています。監査意見は、「経営困難で、早急な対応が求められる。」とし、「求められているのは、必要な支出にみあった、必要な収入である。」とし、「収入増の取組み」を強調し、「職員に事業経営の内容、情報を開示して、事業所に勤務するひとたちと共に経営を考え」、「自主、民主、公開の原則を確立し、みんなが知恵を出し経営を前進させる取組みをすることである。」と指摘しています。

田川事業所は、2019年2月19日午前10時30分から12時で、対応者は赤瀬重則所長、豊福孝子事務局長、内山久子氏でした。監査結果：「随意契約につき雇用を増やして市からの仕事を積極的に受けたことと、前年は病人が出て仕事を受けることが出来なかったが、今年は病人が出なかった。」ことから前年よりも収入を伸ばしていることに触れ、「前回指摘の職員の研修、車両の任意保険の名称変更、就業規則等諸規定の整備はされていた。」とありました。監査意見として、「安定した事業運営がされているが、正味財産は減少している。事業運営について、より適正な処置をはかられたい。」とありました。

宮若事業所は、2019年2月29日午前10時30分から12時00分で、対応者は二尾弘義所長でした。監査結果は、「事業は、市との随意契約で公園の清掃業務である。長く年間190万円弱の受注であったが、2018年度から半減した。理由は市財政の逼迫のおり、清掃費用の削減だった。」「実質、一人の事業所である。所長は高齢で（78歳）、『自分が動けなくなったら事業所は継続できない。後継者を見出すのが困難な状況』という状況は変化していない。」「3万人の人口の宮若市に47の清掃業者が犇めいている状況も変わらない。」「一人なので事業所として労災保険に入っていない。事故の対応として損保の保険に入っている。」「封筒の名称は、古いのを（建交労か事業団のもの）そのまま使っている。」とありました。監査意見として、「小規模事業所としての経営運営に限界が感じられる。歴史的な経過の中で積み上げていくことが出来なかった結果であると思う。経営、運営を伸ばしていくには人的な対策を講じる必要があると思う。」とあり、「経理業務は、本部で処理されてきている。事務所での処理は、現金出納帳、通帳、入出金伝票と領収書、貸金支払い証があるが、整理された状態とは言えない。」「前回指摘の諸規則、労災保険は未整備の状態であること、看板、封筒印刷の改善もされていない。以上について、早急に改善を図ること。」と厳しく指摘されました。

監事の指摘事項については、後日、理事長より早急に改善を図るよう文書にて指示をしました。

3. 2018年度の方針の実践状況

事業方針については、「公益財団法人としての目的達成に向けてとりくむ。具体的には高齢者、生活困窮者の雇用機会増進のための清掃事業、介護事業、生活困窮者就労支援事業等とする。」として、各事業の方針を決めて取り組みました。

(1) 高齢者、生活困窮者に対する雇用機会の提供のための事業

ア) 清掃事業を通じて高齢者の就労を促進

年金だけでは生活できない高齢者、生活保護受給者、無料低額宿泊利用者で自立をめざしている生活困窮者を雇用して、清掃事業にとりくみました。地方自治体からの公園、道路、河川等の清掃業務等の受注に向けて事業をすすめました。

◎ワークセンターでは、年次総会を30年6月28日に開催しました。参加人数は24名でした。運営委員会は5月30日 6月14日 8月9日及び31年3月の4回開催しました。自立支援センターでは、職員会議を月1回、ケース会議を月1回開催してきました。訪問相談事業ではケース会議を月1回行ってきました。10月16日には京都市に2019年度の予算要請を行いました。

◆2018年度事業計画の実施状況

鴨川清掃事業の入札は、予定通り鴨川6工区を確保しました。民間部門については、家財処分の仕事が462件、ポンプ場の清掃が20日、団地清掃が7日草刈り14日と例年並みの業務の確保となりました。

この間、病気や怪我による退職者が4名あり、作業員の補充に向けて、ハローワークに求人を要請していますが、1名の補充で人手不足状態になっています。賃金や労働条件の改善が必要になっていると考えています。

◆2018年度予算の遂行状況

1) 3つの事業部(清掃事業・自立支援センター事業・訪問相談事業)では、この1年間の事業計画に基づき売上では、ほぼ計画通り実現してきました。しかし、経費面では、訪問相談事業での相談員の増員による人件費が増え40万円の赤字となりました。ソーシャルホーム事業は、7月末日に閉鎖したことで、売り上げは1300万円減少しましたが、440万円赤字を解消してきました。自立支援事業は、収益は予算通りでしたが、利用者の増加による経費面で150万円増加し、利益は前年より190万円減少しました。

2) 経営目標として、自立支援事業は委託契約で収入増は見込めないため、経費の削減に努力することです。したがって、清掃事業を基本に、ごみ屋敷清掃や引越事業にもチャレンジしていきます。生活困窮者支援のあり方について、京都市は、平成32年に向けて、従来の方針を大幅に転換し、社会福祉法人を対象とした民設民営化していく方向を明確にしています。その結果、当法人として京都市の委託事業が無くなる可能性が生まれてきた。したがって、新しい事業開拓に向けて、知識人を含む部外者を配置するプロジェクトチームを結成し、チャレンジしていくことを決めましたが、外部からの人材登用を含めてプロジェクトチームを編成する方針ですが、「どのような業種をターゲットにするのか」が定まらず、チーム編成がまだ出来ていません。

3) 人手不足を解消し、雇用確保するためには、賃金・労働条件の改善・引き上げが必要ですが、収益確保とのバランスを考えて実行していくことにしています。

◆昨年度との事業比較について

1) 昨年度との対比では、ソーシャルホーム事業(宿泊事業)の閉鎖によって大幅な赤字解消が大きな改善となっています。ソーシャルホーム事業の休止について大幅な赤字を解消するために、7月31日付けでソーシャルホームの事業を休止しました。これにより、京都市からの補助金・年間360万円も無くなりましたが、トータルとして440万円の収支改善ができ、全体では、約280万円の経常利益を確保してきました。

2) 自立支援事業の利用者の拡大は、委託料契約であり、直接的な収入増にはなっていませんが実績を積み重ね京都市に2019年度予算の増額請求に活用していくことにしています。

3) 全体として前年との比較では、売り上げでは、マイナス1500万円、経費面でもマイナス1500

万円で利益は 50 万円の増加となりました。

◆2019 年度に生かすべき教訓は

京都市の事業予算化になっていませんが、生活困窮者支援には、一人住い・高齢者・身体障がい者への居宅訪問・アフターケアが重要であり、自立支援センターが取り組んでいるアフターケアを法人の事業に位置付け、体制を確立し、31 年度には予算化を実現させていくことを目標にしていきます。

◎田川事業所では、事業所会議は毎月 1 回、年 12 回予定しています。毎月の運営委員会で月毎の決算確認。年間の作業目標に対する達成の状況確認、問題点に対する対応の協議などをおこなっています。年度決算総会は 4 月に行いました。議題は、①2017 年度決算監査報告、②2018 年度予算、③事業団高齢者部会に固く団結して組合員拡大などです。

◆2018 年度事業計画の実施状況

月例目標は 9 月を除くすべての月で超過達成できました。ちょっと出来過ぎかと思っています。昨年夏場に人手不足の補充が出来なかった経験から、今年は早めに手を打って、人手補充が出来たことが大きいと考えています。その分、人件費も出ていますのでトントンから少し出ています。仕事を確保できて、就労者の確保も順調でした。その分、事務局長の苦労は大きかったと思います。

◆2018 年度予算の遂行状況

剰余目標 7 万円を超過し 94 万円でした。収入が予算 1,300 万円に対し 1,562 万円と 262 万円超化したことが好結果をもたらしています。見積もり受注予定額としては、目標に対して約 100%のところきていましたので、売上げ目標は達成できました。

特別作業班（公園や福智町関連とは別）の就労実績が前年に比べて就労日数・就労人数とも増えました。2017 年度の就労日数 125 日で 58 人に対し、2018 年度は 137 日で 68 人でした。

収入を増やしたのですが同じように支出も増えており、今後は支出に注意したいところです。2018 年度は事務局用の軽ワゴン（中古）の購入をしましたが、家賃や通信経費、事務局給与の見直しなど、経費増への対策が求められています。

◆昨年度との事業比較について

昨年は目標に達することが出来ませんでした。それで今年は昨年より目標を約 1 割下げて取り組みましたところ、運よく超過達成することが出来ました。2018 年度の収益は 1,411 万円の前年の 1,100 万円に比して +311 万円でしたが、支出が 1,467 万円（本部への 100 万円は別）で前年の 1,151 万円に +367 万円となっており、これだけでは損益 -56 万円となりました。最終的には、決算にむけて退職積み立てを取り崩して雑収入 150 万円があり、前年 -51 万円の赤字に対して、+94 万円の黒字となりました。運転資金が 1,237 万円から 1,045 万円へと 193 万円減少しました。法人全体として前年との比較では、売り上げでは、マイナス 1500 万円、経費面でもマイナス 1500 万円利益は 50 万円の増加となった。

◆2019 年度に生かすべき教訓は？

高齢化で事務局体制の維持が難しくなっています。事務局に若手の後継者を雇用するには、現在の賃金水準ではとても無理です。抜本的な改革が必要になっています。75 歳以上の後期高齢者で運営していますから、病気で倒れたらニッチもサッチも行かなくなります。事務局への若くて有能な人材の登用、人材探しを急がなければなりません。就労者も高齢者が多いので登録人員を増やして、健康に無理のない就労方法を相談しながら運営していかなければなりません。また、仕事の確保対策についても今年度のように、積極的に動いていくことが大切だと考えています。

◎旭川事業所では、事業所会議年2回「安全対策会議・収支状況報告」について行っています。2018年度事業計画内容の実施、実現状況については、例年通り、今年度も旭川市の草刈り業務を受託しました。事業高、事業内容も例年通りにすすんでいます。毎年委託を受けている業務が小規模事業向けの事業であるため、旭川市から「お宅は全国組織であるから、他からの仕事が確保できるのではないか」と言われたりしており、今後の委託が危ぶまれるところです。

◎宮若事業所では、市の財政難から予算が半減され、前年まで宮若事業所で受けていた草刈事業が前年の半分になりました。市の職員が駆り出されて草刈りをしているという信じられない光景がみられました。

イ) 高齢者の就労の確保に向けた介護事業の展開

◎仙台事業所では、運営会議を月4回開催しています。参加者は所長（ケアマネジャー・管理者兼務）、サービス提供責任者（管理者兼務）、常勤ヘルパー（事務兼務）の3人です。内容は、運営状況の確認、業務実施状況の確認、新たな問題点の有無の確認です。

全職員会議は毎月1回、年12回行っています。業務実施状況の確認、新たな問題点の有無、目標実現のための意思統一です。上半期の会議は計画通りに実施されてきています。

◆2018年度事業計画内容の実施、実現状況について

訪問介護サービス利用者は、前年同様に1ヶ月に1人程度の増加と減少を繰り返してきました

たが、結果として若干の減少です。現在15人（訪問介護10人・障害者3人、自費3人）となっています。居宅介護支援事業の利用者は、現在32人（要介護26人・要支援6人）ですが要介護者が少しずつ増加傾向です。要支援者は増えているのですが対応できないでいます。

現在、最高齢は82歳、次が76歳の方が働いています。高齢であるヘルパーの雇用の機会を通

して、当財団の公共性の確保にむけて努力しています。ポスターを継続して貼ってありますが

応募者がいない状況が続いています。

継続して定期的に近隣の地域包括支援センター訪問、新規利用者の紹介を依頼しています。医療機関への訪問をして相談員と直接面談などして、新規利用者の紹介を依頼しています。近隣の居宅介護支援事業所との交流を通して、新規訪問介護サービス利用者の紹介を依頼しています。また、地域包括支援センターが主催する研修会等には可能な限り参加し、社会福祉士や主任ケアマネジャーへ新規利用者の紹介を依頼しています。

厳しい状況から脱しきれないでいますが、直接的要因としては、登録ヘルパーの退職があり

ます。また、重度利用者の病院への入退院・施設への入退所の繰り返しにより、サービス提供

時間が不安定であることもあげられます。

◆2018年度予算の遂行状況

予算に対して、訪問介護サービスは80%、居宅介護支援サービスは90%と共に未達成状況です。要因としては、登録ヘルパーの退職により、他のヘルパーの負担が大きくなるため、新規依頼があっても断らなければならないことがあります。リース料金や借入金の返済などがあり、職員の賞与の減額、昇給の据え置き等で対応している状態です。

◆昨年度との事業比較

利用者人数が減少傾向です。利用者の高齢化、重度化に伴い入院の頻度が多くなっており、

入院期間も長くなっています。

常勤ヘルパー 2人体制は安定しているので、2人を中心に業務が進められています。

夜間、休日の対応が多い状態が続いているため、登録ヘルパーを増やすよう継続して募集しています。

◆2019年度に生かすべき教訓は

- ・年々事業所間の競争が激しくなっています。大規模事業所が利用者を増やし続けています。

紹介等があった際は可能な限り早く訪問し、利用者と良好な関係性をつくることです。

- ・重度利用者の病院への入所は常に想定した状態で、予算等を作成することです。
- ・可能な限り、残業と休日出勤を減らすことです。
- ・本人、家族が施設入所への意向を示す際は、在宅生活、在宅介護の良い点をお話しし、在宅生活を出来るだけつづけて行かれるよう提案していくことです。

◎京都事業所では、運営会議を以下のように行っています。

事業所会議：職員会議を月1～2回、居宅介護支援部門および訪問介護部門（サ責者）の会議を週1回、事業所全体会議兼ヘルパー会議（現任研修含む）は2ヶ月に1回開催してきました。

主な内容

- ・職員会議：当面する事業所全体の取り組みや各事業部からの業務報告および苦情・事故等報告に対し協議し課題を確認してきました。

- ・事業部会議：

＜居宅介護支援＞困難ケースや地域の社会資源、事業者の情報、医療・介護・福祉の諸制度、ケアマネジメント技術についての情報共有と各ケアマネが担当している利用者の状況についての情報交換、苦情・事故等の報告と対応、短時間の勉強会などをしてきました。

＜訪問介護サ責者会議＞各サ責者が担当している利用者の状況について情報共有するとともに、苦情・事故等の報告と対応などについて話し合ってきました。

＜全体会議およびヘルパー会議＞事務所からの報告事項や事業所全体の仕事の状況、当面の課題、苦情・事故の報告と対応についての確認の場として2ヶ月に1回開催してきました。

◆2018年度事業計画内容の実施、実現状況について

*公益性を確保するため引き続き高齢者雇用の促進を図ってきました。3月末現在、従業者32名のうち65歳以上が10名（31.3%）、最高齢は70歳で5名が働いています。訪問介護部門の人材確保の目標（50人体制）から見ると、3月末現在27名で人員不足は深刻な状況が続いています。昨年9月に常勤のサ責者1名、同12月に常勤ヘルパー1名、同11月に登録ヘルパー1名が入ってきましたが、一方で離職者がケアマネ1人、サ責者1名、常勤ヘルパー1人、登録ヘルパー1人の計4人となり、増減ゼロの状態です。ハローワークに常時人材募集を出していますが全く問い合わせもありません。

*介護保険の「生活援助」の見直しや総合事業のスタートで、報酬単価がますます切り下げられようとしている中で、訪問介護事業が生き残っていくための方向として、サービス内容を身体介護中心型に比重を置く手立てとして一昨年8月に喀痰吸引の登録事業所になり、喀痰吸引研修修了者は現在、2号研修1名、3号研修3名となっています。

- *全従業員の資質の向上を図るため、4月「介護保険制度及び報酬改定に伴う制度学習」、6月「賃金・労働条件の改善」、9月「身体拘束・虐待」、1月「成年後見制度の基本講義」、3月「実技研修（安全・安心な移乗）」をテーマにした事業所内現任研修を実施しました。しかし、例年実施している外部研修への参加は取り組めていません。ケアマネは、更新研修（主任ケアマネ1人、一般更新2人）を受けました。
- *行政区内の認知症サポートネットワークに世話人を派遣し、認知症サポーター養成講座など地域での認知症に関する諸課題に取り組んでいる。
- *事業所が関わっている地域の特性は、低所得者層や生活困窮者、外国籍の方が多く、また、いわゆる「ゴミ屋敷」状態の利用者も少なからずあり、住環境整備から衣類やオムツ、食材、生活必需品等の提供も必要に応じて実施しています。これらの取り組みを通じて地域の包括支援センターや他の居宅支援事業所から喜ばれ、信頼に繋がっています。
- *小規模多機能型居宅介護の建設に向けての取り組みは全くできていません。

◆2018年度予算の遂行状況

*居宅介護支援事業

従事者4人で利用者150人獲得を目標に事業を進めてきました。3月末実績は居宅介護支援107人＋予防支援（委託）15人となっています。入院・入所や死亡に加えて、一昨年からの職場の混乱もあり一時期は大きく減少しましたが、管理者を中心に地域での信頼回復に努め、また、年度末に事業所閉鎖をすることでからの引継ぎもあり、単月度で収支トントンにまで到達してきました。2月から3月にかけて、当方から依頼している各サービス事業所を対象にアンケート調査を実施した。概ね高い評価を得たと自負しています。事業所加算については、必要性は感じながらも日々の業務に追われ後回しになってしまい、結果的に収入減の一因にも繋がりました。人員の増員についてはハローワークに常時募集をしていましたが全く応募者がありませんでした。

*訪問介護、総合事業

3月末時点での利用者は訪問介護、総合事業併せて133名になりました。従事者はサ責者4名、常勤ヘルパー1名、登録ヘルパー22名となっています。利者獲得目標の135名にあと2名となりました。しかし、生活援助や総合事業の報酬単価が低いため、収益率も低く増収には繋がっていません。利用者を対象とした満足度アンケートは段取りまではできていたが、実施できずに放置しています。2019年度早々に取り組む事にします。

*居宅介護

3月末現在の利用者は13名です。依頼はあるものの対応できるヘルパーとのマッチングができないケースが多くあります。

*計画相談

利用者数は4人で現状維持になっています。

年間事業収入は前年度に比べて減収という結果になりました。上半期は前年度の職場の混乱の影響もあり、なかなかモチベーションがあがらずに推移していましたが、下半期の後半になって漸く職場全体がまとまりつつあり、これを次年度に繋げていくことが重要になっています。

◆その他

- *京都市から10月19日に実地指導があった。個人情報の管理や苦情相談窓口の明確化、記録の記載方法について細部にわたって調べ、不備な点について指摘を受けました。また、認識不足によって一部報酬の返還を求められるケースがありました。

*昨年4月に発生した「無断で個人情報を閲覧し、他者に漏らす」という事案に端を発した職場の混乱は当該者の自己都合退職という形で職場内は一応落ち着きました。今後このような混乱を起こさないためには、①従業者全員が就業規則を遵守する、②上司と従業者あるいは従業者間でのコミュニケーションを図る、③あらゆるハラスメントを防止する、④職場のモラルの向上をはかる、⑤職場環境の改善を図る、⑥自らの仕事に責任を持つ これら一つ一つをみんなが実践していくことが重要であります。

◎都城事業所では、運営会議を以下のように行っています。

①事務所会議(職員会議)：今年度は12回(月1回)行っています。

最近は、毎月、原則として第1水曜日、午前9時30分から午前11時までの90分を全員対象の定例会議にしています。4月(11日)から10月(10日)までは、午前9時30分から午前10時30分の60分で開催していましたが、研修時間も含めての60分では、通知・報告等だけになって、話し合いの時間があまり取れませんでした。11月(7日)からは30分増やして、午前9時30分から午前11時までの90分にしています。当日に配布する会議用レジメや資料は、運営委員会で、事前に討議を行い、密度ある会議に努めています。水曜日の午前中が、訪問介護サービスの比較的少ない時間帯でしたが、最近は、少しずつ増加しており、訪問介護員の出席率が下がる傾向にあります。夜間帯や(土)(日)の会議は、親や家族の介護や家事業務で、依然として開催は困難です。更なる工夫が必要なところです。

②運営委員会：今年度 12回

所長、管理者、サービス提供責任者(2人)、事務職員(1人)の5人で、最近、毎月第1水曜日の午後に開催しています。全員が事務所で主に業務を行っていますので、その都度、利用者への対応等で、会議を行っていますが、これは特に、運営委員会とは位置づけてはいません。運営委員会は、2日後の水曜日に開催する職員会議用のレジメや配布資料の事前討議、会議運営の打合せや研修会についての準備、分担等を行っています。また、最近の収入や経営状況についての報告、利用者の状況についても5人全員で話し合いを行っています。しかし、前月の収入や経営状況については、国保連合会に報酬を請求する毎月10日頃でなければ金額が確定しないので、請求金額が確定した段階で、補足的に報告を行っています。

③利用者個別事例検討会

利用者ごとの情報共有化や検討事項は多いが、対象になる訪問介護員が参加できる時間の確保に苦労しています。結局、今年度は全く開催できませんでした。

◆2018年度事業計画内容の実施状況

①2018年4月から、地元の都城市でも正式に「総合事業」を開始しています。しかし、2年前から実施していた「新総合事業」と比して、提供サービスや介護報酬に変更はなく、名称「介護予防 訪問介護サービス」から「総合事業 訪問型サービス」に変更になっただけでした。当事業所としても、収入面や業務の煩雑等からも「総合事業の軽度利用者の受入れをやめて、要介護1以上の中度・重症者の利用者を新たに獲得した方が良い」との意見が多くありました。実際、他の在宅サービス事業所も「総合事業」の軽度利用者の受入れを停止しているところも少なくありません。

地域包括支援センターや居宅介護支援専門員等から当事業所が「公益財団法人」を掲げているので、「総合事業」のサービス依頼は、他の訪問介護事業所よりも多いように思われています(地域包括支援センターの職員からも「公益」事業所なので、総合事業の利用者を積極的に受け入れるべきだとの発言もありました)。

利用者は、計80人ですが、要介護利用者は51人(64%)で、収入額は157万円(74%)、「総合事業」の利用者は29人(36%)で、56万円(26%)となっています。収入的には1

/4が「総合事業」の軽度利用者です。要介護1以上の利用者の重点を置く訪問介護サービスを目指してきましたが、現状は月額収入高の1/4が「総合事業」の軽度利用者が占めています。

新規利用者獲得の計画として、訪問介護サービスの収入増や安定した経営を図るには、身体介護サービスや重度利用者を増やしていくことです。また、国・厚生労働省は、今年度からは、生活援助サービスの回数を制限しており、また、近い将来(?)、生活援助サービスそのものを廃止しようとする動きがあります。当事業所は、金額ベースでは、90%程度が報酬額の低い生活援助サービスや総合事業サービスです。生活援助サービスの回数制限の対策として、ケアマネージャーが、ケアプラン上で苦心して、身体介護サービスを増やす傾向があるので、若干、身体介護サービスが上昇してきています。しかし、本来の身体介護サービスは、介護度が高い利用者が多いので、入院・入所等で、利用期間が短い傾向があります。当事業所は、現在、居宅介護支援事業は廃止しています(所長は有資格者)。しかし、依頼を受けている居宅介護支援事業所・ケアマネージャーは26事業所(人)になっています。丁寧な訪問介護サービスを行うことで利用者に信頼され、ケアマネージャーに小まめな報告を行なうことで信頼を得ることだと思っています。その活動を維持していくつもりです。

- ②居宅介護支援事業所の介護支援専門員等からの事務所・ヘルパーの評価を上げるために、計画的な教育・研修を毎月実施しており、新規利用者等の訪問サービス上の様子を適宜、介護支援専門員に報告して、コミュニケーションを図っています。

職員研修は、以下のテーマで実施してきました。

4月11日(水) 「職業倫理と法令遵守」

5月09日(水) 「ヘルパー職務における接遇マナーの必要性和難しさ」

6月07日(水) 「平成30年度介護報酬改正について」

7月11日(水) 「災害発生時対応手順」と「緊急連絡網」

8月08日(水) 「熱中症の症状と対策」

9月12日(水) 「個人情報とプライバシーへの配慮」

10月10日(水) 「認知症のケアと安全配慮と事故防止」

11月07日(水) 「感染症の発生と蔓延防止」

12月05日(水) 「利用者の急変時と緊急時の対応について」「自己評価」

- ③新規訪問介護員の採用

職員からの紹介で、昨年6月頃に、1人面接を実施したが、新規採用には至りませんでした(面接者の都合で辞退)。当事務所は、2019年3月現在で、訪問介護員は14人、事務所体制は、所長、管理者、サービス提供責任者(2人、所長・管理者もサービス提供責任者であり、全体では4人)、事務職員1人で、合計19人であり、昨年と同時期と変わりません。職員や知人に依頼したり、引き続き、新規訪問介護員の採用・獲得に努めます。

◆2018年度予算の遂行状況

今年の夏は、気温35度以上の「猛暑」が続き、高齢者が「熱中症」で救急搬送される自他が多く発生しました。また、台風も多く発生し、7月3日の台風7号から9月30日の25号まで、宮崎地方に5回、上陸・接近しました。職員・利用者宅では停電、断水、交通止め、電話不通等で、少なくない利用者宅でサービスが利用できない事態になりました。台風の接近のたびに、その進路予想や警報等に注意を払い、独居高齢者の安全確保や訪問介護員の訪問時間の変更調整等を実施しました。また、今夏は「猛暑」や「台風」で、利用者の入院・

施設入所が今までになく多くありました。そのため、居宅介護支援事業所の介護支援専門員等に「利用者の紹介のお願い」を行ってきましたが、盛り返すことが出来ませんでした。今後、訪問介護サービス依頼元である介護支援専門員等の信頼を得るため、いっそう質のよいサービスに向けて奮闘していかなければならないところです。

当期予算では、平均月収を 235 万円に設定しました。前期 2017 年度の収入高は、26,868 千円で、減価償却前の利益(当期一般正味財産増減額)は、121 千円の黒字でした。当期の収入高は、27,292 千円で、前期と比較して、424 千円増収で、昨年比 101.6%、ほぼ昨年度並でした。減価償却前の利益(当期一般正味財産増減額)は、362 千円の黒字でした。

新規利用者獲得よりも、想定以上に利用者の病院入院、施設入所や死去等が発生しています。当期の夏季は、特に熱く、台風到来も回数とともに規模も拡大しており、利用者の生活環境は厳しいものがありました。また、従来、介護職員処遇改善加算区分は「加算Ⅲ(加算率 5.5%)」でしたが、当期、2018 年 4 月分より「加算Ⅰ(加算率 13.7%)」を申請・届出を行いませんでした。介護職員処遇改善加算金としては、約 2.5 倍になり(介護報酬が月額 100 万円の時には、「加算Ⅲ(加算率 5.5%)」で 6 万円、「加算Ⅰ(加算率 13.7%)」では、14 万円と約 2.5 倍)、これは月額収入(介護報酬額)に含まれています。この加算金は、月額収入は増えるが、介護職員の給与・賃金の支払いに限定されています。増収の原因は、介護職員処遇改善加算によるものです。介護職員処遇改善加算分を除外すれば、純収入高は、減少しています。

前期 2017 年度の純収入高は、25,467 千円になり、当期 2018 年度の純収入高は、24,003 千円で、実質 1,464 千円の減収になっています。介護職員処遇改善加算分の金額は、職員の給与だけにしか使えないので、資金的には厳しいものがあります。

◆2019 年度に生かすべき教訓は

当期分予算は、前期実績を参考に、予算収入金額を少し高めに設定しています。2019 年度予算も、高齢者を取り巻く環境(異常気象等)を加味して、現実的数値を設定しています。

ウ) 資格取得に関する研修事業

◎福岡事業所では、事業所会議を 1 カ月に 1 回開催しています。移動介護従事者養成研修事業及び介護職員初任者養成研修等の事業を推進し、失業者の雇用促進をすすめようとしていますが、今年度のとりくみとして、介護職員初任者研修事業を 2 回、移動介護従業者養成研修事業を年 2 回開催実施する計画としていましたが、開始時期が遅れて移動介護従業者養成研修事業 1 回の実施にとどまりました。予算とは、大きくかけ離れています。2019 年度は、受講生の確保の努力をもっと積極的にとりくむことが重要だと考えます。

(2) 生活困窮者に対する支援事業

◎ワークセンターのソーシャルホームでは、大幅な赤字を解消するために、7 月 31 日付けでソーシャルホームの事業を中止した。これにより、京都市からの補助金・年間 360 万円も無くなりますが、トータルとして収支改善に貢献できます。

自立支援センター事業では、8 月以降、ソーシャルホーム事業の中止により、ソーシャルに入所していた利用者で就労自立を希望する者を自立に迎えました。また、新たに出所者支援として、刑務所を出所され、身寄りも家もない方を自立に迎え支援しています。この状況をさらに強め、利用者を増やす努力により、月平均 12 名以上の利用者を確保できました。

2019 年度には相談員の増員をはかるためにも、月平均の利用者を 15 名以上とし予算の増額を京都市に要請していきます。

自立 OB で家庭訪問や金銭管理の必要な方には系統的にアフターケアに取り組み、再路上化防止に努めてきており、現在 28 名を対象に訪問しています。

京都市ホームレス訪問相談事業では、10 月より相談員 4 名体制を確保してきましたが、31 年 1 月 20 日に 2 名が退職し、再度、求人にも努力し、2 月末日までに 2 名を採用し、現在 4 名体制を維持

しています。京都市に対して、赤字経営にならない 2019 年度予算編成を要望していきます。同時に、引き続き相談員の業務改善と時間外労働の削減対策を強めていきます。また、新たに採用した相談員には、法人内での研修をおこなうとともに、外部の研修にも積極的に参加させていきます。

2020 年度には、訪問相談事業は救護施設を持つ民間業者に全面委託される方向にあり、相談員の雇用と業務をどうしていくのか今後検討していくことにしています。

能力活用推進事業等では、緊急宿泊施設に入所している者の能活利用者が激減しています。現在、生保で居宅された方で CW の了解のもとで働いている方が 9 名となっています。また、この 4 月より「週 3 日の自転車整理」が廃止されました。したがって、今後の能力活用事業のあり方について京都市との協議が必要になっています。

京都市ホームレス居宅定着支援事業では、現在、定着支援の利用者は 2 名と減少しています。生活困窮者は増加しており、京都市等福祉行政への要請を強め、利用者の拡大にとりくんでいます。

◎**多摩支所**では、事業所会議を施設長と所長、会計で年 2 回開いてきました。主な内容は、経営問題・利用者確保・利用者アセスメント・毎月の資金繰りなどが議題です。

◆2018 年度事業計画の実施状況

利用者確保については、今年はじめから 22 人～19 人と低迷しました。パンフレットを作成して自治体や病院の CW を訪問したりしました。利用者拡大しても、維持できない面がありました。

◆2018 年度予算の遂行状況

毎月の赤字が続き、資金繰りに困り、借入金をしてしまうことになりました。利用者増の取り組みで 25 人規模を見込めない状況なので、下期は、住居費削減→12 月より 2 部屋解約→20 万円削減。人件費削減→10 万円削減等により徹底した経費削減を計っていきました。

◆昨年度との事業比較について

昨年とは様変わりの状況で、あらためて利用者確保と経費削減によって困難を乗り越えたいと考えていました。

◆その他

リース契約のエアコン契約で契約上のエアコンと実際に導入したエアコンの価格に大きな相違があったので業者と対応し、解決に向けて努力しました。

多摩支所は、2018 年 10 月に東村山市から補助金の打ち切り（年間 720 万円）の通知があり、継続が困難になり、2019 年 3 月 31 日をもって閉鎖することにしました。

宿泊事業は、ワークセンターが 7 月に、多摩支所が 3 月に閉じましたが、公益性の高い無料宿泊施設の運営は、公益財団法人ソーシャルサービス協会のステータスといっても過言ではありません。機会があれば再度開設に向けて挑戦していきます。ゆえに、定款には第 2 種社会福祉事業をそのまま残しておきます。

(3) 賃貸業としては

ユニオンコーポの 1 階手前は、(株)東映建工が 5 月 29 日退出のあと、(株)三友社と 2018 年 6 月 26 日～2020 年 6 月 25 日で契約できました。401 号室のみ入居者を確保できずに経過しました。今後は事務所としての貸し出しを押し出していきます。

(4) 障がい者関係諸事業にとりくむ

◎ITセンターでは、事業所会議は毎月行い、年 12 回行っています。

① 職業訓練の入札

(ア)募集開始 チラシ内容、説明会内容の見直しを図る

(イ)選考会 アンケート、筆記試験、面接内容の見直し、人員配置確認

(ウ)入校式 訓練生自身を把握するための自己紹介の進め方

- (エ) 修了式 訓練修了後の就職活動モチベーションを図る
- (オ) 訓練生の就職活動把握のはがき作成の見直しを図る
- (カ) 訓練生の高齢化に伴い、カリキュラムの進め方を見直しを図る
- (キ) MOS 試験合格率を図るためのカリキュラム見直しを行う

- ② ホームページ関連の入札は、競争入札価格面で太刀打ちできない状態で停滞しています。
- ③ エコアクション 21 の資格は、資格継続の経費が負担です。ごみ削減に努め、ごみを計量し資格化を図ります。
- ④ I S O 29990 資格は、資格取得の経費が負担です。また他校も資格を取得しているのでメリットがなくなってきています。

◆ 2018 年度事業計画の実施状況

① 職業訓練

改善にとりくんだこと

- ・ 魅力ある説明会を実施、チラシを工夫し訓練生の募集増加を図る。
- ・ 求人企業を呼び、再就職ができるような環境を作り就職意欲を図る。
- ・ エコアクション 21 資格を取得し、事務所周りの美化に心がけ週に 1 回ビル周りの掃除を実施。
- ・ ごみ削減を訓練生にオリエンテーションで伝え、当校の取り組み姿勢を伝えています。
- ・ トイレなどわずかな場所でも消灯を心がけるよう案内を出しています。

実施してみた

- ・ 後任講師を採用するも、仕事が合わず数カ月での退職となりました。
- ・ 20 名の人前で話せる人がなかなかいません。
- ・ 就職支援費の獲得が 2 回しか達成できませんでした。
- ・ 60 歳手前での退職となり、その後も正社員を希望しているので就職が決まらず、就職支援費の対象者とならずじまいになっています。
- ・ 選考会で、若い年齢が応募してくれるよう説明会の内容を模索しながら行っています。応募者数は募集人数よりも多いのですが、平均年齢が 50 歳に近く MOS の資格取得と再就職は困難を極めています。
- ・ サービスガイドライン研修を受講し、講師のスキルアップを図りました。

② 入札

- ・ 競争入札のため、契約にはつながりません。

③ ホームページ作成、音声読み上げソフト

- ・ 新規、既存契約数が少なくなり、継続契約するだけの現状です。

◆ 2018 年度予算の遂行状況

- ① 職業訓練が中心となっている状況からは、依然と脱却できないでいます。
- ② 訓練生が就職支援費の対象とならず予算遂行に至りません。
- ③ 訓練生が中途退校となり、訓練経費を支給されず予算遂行に至りません。

◆ 昨年度との事業比較について

① 職業訓練

- ・ 後任の講師育成が引き続き継続中
- ・ 就職支援費が減少
- ・ 訓練生の高齢化が顕著となり、再就職が難しい。
- ・ 講師の時給の高騰により採用が慎重になっています。

② 入札

- ・ 事業拡大に至らず

を

就

③ホームページ作成、音声読み上げソフト

- ・事業拡大に至らず。減少に歯止めがかからない。新規は僅かです。

④障害者雇用支援マーク

- ・問い合わせが多いが、ビジネスモデルには至っていません。

◆その他

- ・職業訓練は、年3回の入札で先が見えない不安があり、心身ともに疲労。
- ・入札のために資格を取得しているので経費が負担です。
- ・障害者雇用支援マークの需要があるが運営体制が進まないでいます。

以上